

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成27年度第3回会議
開催日時	平成27年8月21日（金曜日）午後1時30分から午後3時まで
開催場所	田無庁舎5階 501会議室
出席者	委員：米田会長、山田委員、野上委員、石井委員、小藤田委員 事務局：小関企画政策課長、神保主査
議題	議題1 施設使用料の減免について 議題2 その他
会議資料の名称	資料1 施設使用料の減免について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>議題1 施設使用料の減免について （事務局が資料1に沿って説明）</p> <p>委員： 資料の「本市における減免についての考え方」に挙げられている受益者負担の徹底については、特定の個人に受益がもたらされる以上、当然と考える。使用料の設定にあたっては、諸条件を勘案し、差を設けることになる。</p> <p>資料の「他自治体における減免の取扱い」に挙げられている、市民の社会活動等の形成に寄与する使用を減額することについては、趣旨としては賛成だが、何をもって市民の社会活動なのか定義が曖昧であり、その審査・判断をするのが難しいと考える。</p> <p>事務局： 本市の地区会館や市民集会所などのコミュニティ施設の使用料は無料であり、見方によっては免除しているとも言える。</p> <p>委員： 公民館等の無料施設についても、今後は受益者負担を徹底し有料化する方向なのか。</p> <p>事務局： 個別具体の施設における受益者負担ではなく、公共施設全般における受益者負担の考え方についてご意見を伺いたい。</p> <p>資料の「本市を取り巻く状況」でご説明したとおり、受益者負担を求めずに、全て市が公費負担できるような財政状況ではなくなっている。実際、無料施設についても受益者負担を求めるべきという市民からの意見も頂いている。</p> <p>委員： 本市の現状の減免について確認したい。 「構成員の半数以上が障害者の団体が利用」「構成員の半数以上が18歳以下の団体が利用」の場合は減額とあるが、「団体」を基準に減額しているのか。例えば、構成員の半数以上は18歳以下であるが、実際は18歳以上の方のみが使用するなど、構成員と実際</p>	

の利用者とは異なることもありうる。

事務局：

利用団体登録の際に要件を満たしていれば、減額しているのが実態と思われる。

委員：

減免をすることが、市民の活動意欲につながり、施設の稼働率が上がるか疑問がある。

委員：

減免の適用によって、市が政策的に奨励していることにはなる。

委員：

これまで、具体的にどのような減免事例があるのか。

事務局：

例えば、市民会館やコール田無は「市が公用、教育又は福祉目的のために利用するとき」、「市内の小中学校が主催し、その児童生徒を対象とした催物に利用するとき」は免除になり、「市内の小中学校以外の学校が主催し、その児童生徒を対象とした催物に利用するとき」や各種障害者手帳を提示する方が利用するときは減額になる。

委員：

現在の減免対象は、マイノリティのみが中心であるが、これを見直すことも考えられる。

委員：

減免については、現行のとおり「あくまで政策的で例外的な措置」と考える。その例外をどう認めていくかであるが、現行のとおりでこれまで支障がないということなので、現行のままでよいと考える。

施設の目的に沿った使用しかできないことについて、ご意見はあるか。施設目的を超えて多目的に使用してもよいのではないかと考える。

事務局：

基本的に利用可能な施設については学校の校庭や体育館等であっても、有料である。例えば田無庁舎市民会議室のように、市の業務で使用する期間を除き、利用可能な施設については、無料である。

委員：

特定の個人が排他独占的に使用しているのならば、電気代などの費用はかかるので、受益者負担は求めてよいと考える。原価計算が難しい場合は、近隣市の類似施設を参考に料金設定して設定すればよいと考える。

施設目的以外に使用している施設はあるか。

事務局：

環境学習の拠点施設であるエコプラザ西東京については、環境学習目的でない利用を試行的に認めている。施設目的外の使用のため、使用料は「登録団体以外」の基準を適用している。

委員：

施設の設置目的を超えた使用も認めていく、使用料を負担できる方にはご負担いただくべきと考える。

委員：

基本方針では減額率5割が基本になっているが、減額率に幅や段階を設けるのはどうか。

委員：

基本方針では減額率5割を基本として、基本方針に基づき、各施設において、施設の特性等を勘案し、障害者や各種団体等を対象に適用しているが、過去に利用者から苦情があった等の問題がなければ、基本方針としては現行とおりでよいのではないか。

事務局：

施設の目的外利用や減額率に段階などを設けることについては、新たな考え方であるので、現状の施設利用者に丁寧な対応をするためにも、今回の改定では難しいと考え、次回の改定時に検討したい。

委員：

減免が政策的で例外的な措置であり、公共利用と社会的弱者への配慮から適用するという点は妥当。ただし、利用内容ではなく、利用する「団体」を基準に減額することには疑問を感じる。

減免の運用についてだが、公園の管理を担当した経験から、いったん減免を適用した団体について、見直しを行うのは極めて難しいと実感した。

いわゆる公共利用に対する優遇措置として考えられるものは3点あり、1点目は使用料の減免、2点目は施設の優先申込みなど利用についての優遇、3点目は使用そのもの、例えば公共の場所でのイベントの開催などの目的外使用であり、使用料だけではない。これらは、施設の利用状況や他自治体とのバランスを勘案した運用が望まれる。

公共の場所で自らの想いを実現したいというニーズは潜在的にあり、掘り起こすことで利用の活性化につながることもある。例えば東京都が、公園のベンチに希望のメッセージを入れることができる寄附を募ったところ、未だに多くの応募がある。自分のメッセージ入りのベンチを見るために公園を訪れる効果も期待できる。

施設の目的外利用についてであるが、例えば東京都では、ニュースポーツと呼ばれる様々なスポーツ利用のニーズにこたえる観点から、野球場で野球以外のスポーツ利用を認めた。野球利用とのバランスを考慮し、野球利用よりも受付開始を遅くしている。

委員：

施設の有効利用の観点から、施設目的外の利用をどう広げていくかが重要と考える。

公園のベンチにメッセージを入れることができる等の付加価値の需要は高い。

委員：

新しく施設を整備する時に、先に述べた方法を取り入れたらよいと考える。

委員：

自分のメッセージが入ったベンチが、公共施設に置いてあれば嬉しいと思う。

委員：

現行の基本方針では、減額率を原則5割としているが、減額率の段階をさらに設けたらどうかと考える。例えば、施設目的利用は減額率5割だが、施設目的外利用は減額率3割などだ。

委員：

外形上明確に判断ができるものを基準にするのが重要だ。解釈が生じるものを基準にすると、現場が混乱し、基準が形骸化してしまう。

例えば、「公的な利用」を「市が主催・共催したもの」とすれば、外形上明確に判断ができる。

また、施設目的・目的外であるかを基準にするのは難しいと考える。市の後援名義があるものを基準とすると、実際の運用が難しい。

事務局：

外形上明確に判断ができるものを基準にするのは重要と考える。例えば「教育・福祉」目的を基準にするのは、判断が分かれるため難しい。

委員：

本市の減額の基準である「市と教育委員会が認める団体」は、解釈が生じ、難しいと感じる。

皆様のご意見をまとめると、現状においては、基本方針では減額率5割を基本として、基本方針に基づき、各施設において、施設の特性等を勘案し、障害者や各種団体等を対象に適用しているが、過去に利用者から苦情があった等の問題がなければ、基本方針としては現行とおりでよい。

ただし、将来的な検討事項として、公共施設全体の適正化にあたり、施設の目的を超えて多目的に使用することを検討、使用料そのものについては、どの施設においても受益者負担を検討、減免制度については、減額率に段階を設けることを検討、なおその基準については外形上明確に判断ができるものであること、また、使用料だけでなく、公共施設にベンチを置くために寄附を募るなど付加価値を設けることを検討、というご意見でよろしいか。

(異議なし)

議題2 その他

委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回は、こもれびホールに係る施設使用料の定期見直しと、基本方針についての答申案について議論いただきたい。日程については、皆様の御都合がよい10月8日（木曜日）で調整させていただき、開催時刻等については別途通知させていただく。

委員：

他になければ、これで平成27年度第3回審議会を終了する。

以上